

1 健康手帳について

【改善・要望事項】

保健所では、ミニドックや各種がん検診を受診した市民に対しそれぞれの結果をシールで発行し、結果説明時に健康手帳へ貼付するとともに手帳の活用方法を教育する等、有効に活用されるよう周知し配付している。

しかしながら、医療機関での健康手帳の取扱いに関して聴取したところ、実態を把握していないとのことであった。

一方、平成10年度及び同11年度のミニドック受診者のうち医療機関で受診した者は全体の77%を占めており、各医療機関がこれらの受診者に対して、健康手帳の意義や活用方法等を教育し配付しているかなどを把握することは、今後の本制度の推進及び効果の観点から必要なものと考えられる。

このため、今後は、医療機関での配布等の実態を把握するとともに、これに基づいて有効に活用されるよう方策について検討されたい。

なお、平成10年度及び同11年度のミニドックの医療機関での受診者等は下表のとおりである。

(保健福祉局)

(単位：人，%)

	平成10年度	構成比率	平成11年度	構成比率
受診者数	49,682	100.0	49,369	100.0
保健所実施	11,155	22.5	11,191	22.7
医療機関(委託実施)	38,527	77.5	38,178	77.3

【講じた措置...措置済(H15.6.10通知)】

健康手帳配布の実態把握及び有効活用の検討については、市医師会に対し各医療機関で徹底されるよう依頼を行った。

2 健康教育について

【改善・要望事項】

(1) 壮年期世代への健康教育について

壮年期世代の健康講座への参加状況について聴取した結果、極めて低いことが認められた。

これらの市民の参加状況が低いということは、健康に関する正しい知識の普及を図ることにより「自らの健康は、自ら守る」という認識と自覚を高め、壮年期からの健康の保持増進に役立てるとい健康教育の本来の目的に至っていないと認められる。

このため、壮年期の世代が参加しやすくまた、関心を持ちやすい環境づくりが大切であり、市民のニーズに合わせた効果的な実施方法の検討や内容に趣向を凝らすなどにより壮年期世代の参加を促進されたい。

(保健福祉局，各区役所)

【講じた措置...措置済(H16.4.9通知)】

壮年期世代への健康教育の参加促進については、壮年期世代の受診の多い基本健康診査や各種がん検診の機会を活用して健康教育がなされるよう、こられの更なる受診率の向上に向けた広報を徹底することとした。

さらに、「健康日本21福岡市計画」に基づく健康づくりの企画、実施体制を壮年期世代の健康づくりへの参加のきっかけとなりやすい環境づくりとして、校区の地域住民が自ら行うこととした。

(保健福祉局)

【講じた措置...措置済(H15.6.10通知)】

壮年期世代の健康教育への参加促進については、壮年期世代の受診が多いミニドックの結果説明の機会を捉え、糖尿病予防教育、高コレステロール血症教育をこれまでより短期で修了可能なものとして実施し、参加を促すようにした。

(東区役所・中央区役所)

【講じた措置...措置済(H15.6.10通知)】

壮年期世代の健康教育への参加促進については、壮年期世代の受診が多い校区がん検診時を利用するなどして、健康日本21福岡市計画をふまえた効果的な健康教育を行うこととした。

(博多区役所・早良区役所)

【講じた措置...措置済(H15.6.10通知)】

壮年期世代の健康教育への参加促進については、医療機関でのミニドックの受診者などに配布する健康手帳の活用により健康教育の充実を図ることとした。

(南区役所)

【講じた措置...措置済(H15.6.10通知)】

壮年期世代の健康教育への参加促進については、壮年期を対象とした講演内容など内容を工夫するほか、当該世代が参加している公民館・市民センターのサークル、育児サークル、幼稚園への健康教室の案内や、PTA・女性協議会等との連携を図っていくこととした。

(城南区役所)

【講じた措置...措置済(H15.6.10通知)】

壮年期世代の健康教育への参加促進については、小中学校PTAとの連携により保護者に対する健康教育を行うこととした。内容は、生活習慣病の予防だけでなくHIV等性行為感染症予防、薬物乱用防止、禁煙教室、メンタルヘルスなど保護者と子どもの両者の健康に関係するものとし、その教育の中で、特に生活習慣病の予防に関しては健康づくりの継続のためにヘルスアップスクールの紹介、さらにはPTAの中での自主的な健康づくりのグループの立ち上げを支援することとした。

また、40歳、50歳の節目検診の受診者に対する健康教育を行うこととした。

(西区役所)

【改善・要望事項】

(2) 若い世代への健康教育について

近年、外食や加工食品の普及など食生活環境が急速に変化しており、特に若者における食事の不規則性や内容の偏りが原因となり、壮年期以降に高血圧症や糖尿病をはじめとする生活習慣病が急増している。

生活習慣は子どものころにその基本が身につくといわれているところであり、生活習慣病の予防の観点から子どものころからの健康習慣の確立を図るため、家庭や学校との連携を図り健康教育を充実させる必要が認められた。

このため、家族の健康管理を担っている若い主婦等からなるPTAや子育て会などの団体に対し積極的に働きかけるとともに、学童期から青年期までの若い世代に対しては、教育機関などに積極的に働きかけ、学校保健との連携を強化し健康教育を推進するなど有効な対策を講じられたい。

(保健福祉局、各区役所)

【講じた措置...措置済(H15.6.10通知)】

若い世代への健康教育対策については、健康日本21福岡市計画を策定し、教育委員会や市民局との連携を図り若年層における健康教育を実施していくこととした。

(保健福祉局)

【講じた措置...措置済(H15.6.10通知)】

若い世代への健康教育対策については、小中学校の父兄参観等での「防煙教室」を継続するとともに、この機会を捉え教師層やPTA等へ健康教育の必要性について働きかけて

いくほか、公民館との共催による健康教育の実施を推進することとした。

(東区役所)

【講じた措置…措置済(H16.4.9通知)】

若い世代への健康教育対策については、育児サークル、保育園等への働きかけによる地域の若い主婦等を対象とした子どもを含め、家族全員の健康管理に関する健康教育や、小学校及びPTAへの働きかけによるPTAを対象とした「食」の教育を行った。(児童への食事に関するアンケート調査の実施、結果分析、問題解決方策の検討等をワークショップ形式で行った。)

(博多区役所)

【講じた措置…措置済(H16.4.9通知)】

若い世代への健康教育対策については、学校保健と連携し、小学校の児童を対象とした「喫煙防止教室」を引き続き実施するとともに、小学校区単位の健康づくり実行委員会のメンバーとして子ども会育成会、PTAの関係者や、小学校の栄養士、養護教員等の教育機関の関係者等に参加の働きかけを行った。

その結果、小学生等のこどもを巻き込んだウォーキングマップづくりを行うなど、若い世代の参加が促された。

また、小学校・中学校において生活習慣アンケートを実施したところであり、この結果の分析に基づき、今後の健康教育の推進を図ることとした。

(中央区役所)

【講じた措置…措置済(H16.4.9通知)】

若い世代への健康教育対策については、育児サークル等への働きかけによる地域の若い主婦等を対象とした健康教育や、小中学校の父兄も参加した「防煙教室」を継続するとともに、この機会を捉え教師層やPTA等への健康教育の必要性について働きかけを行い、学校教員による教育現場での健康教育を計画し進めた。

(南区役所)

【講じた措置…措置済(H15.6.10通知)】

若い世代への健康教育対策については、育児サークル、幼稚園等への働きかけによる地域の若い母親を対象にした健康教育や、指導者研修を受けた学校教員による教育現場での健康教育を計画することとした。

(城南区役所)

【講じた措置…措置済(H16.4.9通知)】

若い世代への健康教育対策については、育児サークルや子育て交流サロン参加者に保健所で実施中のヘルスアップスクールや親子教室、栄養相談の案内を行い、参加の勧奨を行った。また、小・中・高校と連携し、医師・保健士が教育機関へ出向き、性病、HIV予防の教育や禁煙教室、薬物乱用防止教室を学校保健と連携し実施するほか、生活習慣病についての健康教育を行い、若い世代からの健康教育の充実を図った。

(早良区役所)

【講じた措置…措置済(H20.7.3通知)】

若い世代への健康教育対策については、育児サークルや子育て交流サロン参加者に保健所で実施中のヘルスアップスクールや親子教室、栄養相談の案内を行い、参加の勧奨を行った。また、小・中・高校と連携し、医師・保健士が教育機関へ出向き、性病、HIV予防の教育や禁煙教室、薬物乱用防止教室を学校保健と連携し実施するほか、生活習慣病について健康教育を行い、若い世代からの健康教育の充実を図った。

(西区役所)

【改善・要望事項】

(3) 医療機関での健康教育について

保健所及び健康づくりセンターでは、健康教育をより効果的に実施するため、同施設でミニドックや各種がん検診等を受診した者に対して、結果説明時などの機会を捉え健康教育を実施している。

一方、医療機関での個別健診受診者への健康教育の実施について聴取したところ、十分に実施されていないことが認められた。

前述のとおり、平成10年度及び同11年度のミニドック受診者のうち医療機関で受診した者は全体の77%以上を占めており、今後も医療機関での個別健診者が増加していくことが予想され、この機会を捉えて一人ひとりの健康状態に応じた健康教育を行うことは有効であると考えられる。

このため、個別健診受診者に健康教育の充実を図るため、医療機関との連絡、調整機関である市医師会との連携を強化し、効果的な実施方法等を検討されたい。

(保健福祉局、各区役所)

【講じた措置...措置済(H15.6.10通知)】

医療機関での健康教育の実施方法の検討については、市医師会に対し、受託医療機関での委託内容の徹底を申し入れた。また、今後医師会と協力して受診者に対してかかりつけ医を認識させるような施策を行うこととした。

(保健福祉局)

【講じた措置...措置済(H15.6.10通知)】

医療機関での健康教育の実施方法の検討については、東区医師会と連携し、糖尿病予防教室と高脂血症教室をミニドック個別受診者へ周知し、参加者の紹介を行うよう平成13年6月13日付で受託医療機関へ依頼した。

(東区役所)

【講じた措置...措置済(H16.4.9通知)】

医療機関での健康教育については、区医師会・保健福祉センター連絡会議において、ミニドック医療機関での健康教育の充実を申し入れ、当該医療機関が個別検診受診者へ保健福祉センターでの健康教育の紹介を行うこととした。

(博多区役所、早良区役所)

【講じた措置...措置済(H15.6.10通知)】

医療機関での健康教育の実施方法の検討については、健康づくり情報システムの健康教育の受講歴の活用や個別健診の記録表に保健所事業の紹介を掲載するなど積極的な勧奨を図り、個別健診受診者に教育の充実を図っていくこととした。

(中央区役所)

【講じた措置...措置済(H15.6.10通知)】

医療機関での健康教育の実施方法の検討については、南区医師会との連携より健康教育内容の充実を図ることとした。

(南区役所)

【講じた措置...措置済(H15.6.10通知)】

医療機関での健康教育の実施方法の検討については、医療機関における基本健康診査受診者に対し、当該医療機関が保健福祉センターでの健康教育の紹介を行うことを必須とするほか、保健福祉センターでのミニドックの結果説明時に、健康教育、個別健康教育を紹介することとした。

(城南区役所)

【講じた措置...措置済(H20.7.3通知)】

医療機関での健康教育の実施方法の検討については、健康づくり情報システムの健康教育の受講歴の活用や個別健診の記録表に保健所事業の紹介を掲載するなど積極的な勧奨を図り、個

別健診受診者に教育の充実を図っていくこととした。

(西区役所)

3 ミニドックについて

【改善・要望事項】

(1) ミニドックの対象者の把握について

ミニドックは、40歳以上の市民のうち、国民健康保険加入者や給与所得者の配偶者など職場等で受診機会がない者及び病院で治療を受けていない者を主な受診対象者とみなし、受診率の目標値を50%と定め受診勧奨に努めてきたところである。

過去3ヶ年の受診状況については、下表のとおり受診者数は20%台で推移しており、目標値からみれば達成率は低い数値となっている。

しかしながら、受診対象者については、ミニドックの代わりに民間で健康診断や人間ドック等を受けている者などが含まれており、対象者の正確な把握が不十分であることが認められた。

このことから、まずは、受診対象者の適正な数値を把握し、これに基づいて的確な受診対策を推進していくことが必要であると考えます。

このため、受診対象者数の算定方法の見直しなどを図り、適切な対象者の把握に努められたい。

(保健福祉局)

(単位：人，%)

	平成9年度	平成10年度	平成11年度
受診対象者数	201,000	202,000	205,000
受診者数	45,909	49,682	49,369
受診率	22.8	24.6	24.1

【講じた措置...措置済(H15.6.10通知)】

ミニドックの受診対象者数の把握については、実態により近づけるため、これまでの算定方法から循環器系疾患の入院者数及び糖尿病透析者数を差し引き、適切な対象者の把握を行うこととした。

(保健福祉局)

【改善・要望事項】

(2) 未受診者の把握と受診勧奨について

受診勧奨を効率的に行うには、受診対象者のうちミニドックを受診したことがない者(以下「未受診者」という。)を把握し、これらの者に対し積極的に受診勧奨を行うことが必要であると考えます。

各区においては、国民健康保険加入者や給与所得者の配偶者など職場等で受診機会がない市民のうち、40,50歳の節目となる年齢の該当者に、節目ミニドックの受診勧奨を行っており、個別に通知(ダイレクトメール)を発送し周知を図っているが、通知後の未受診者の把握がなされていないことから以後の受診勧奨を行っていない。

このため、今後は、節目者をはじめとする全体的な未受診者の把握に努められるとともに、これらの者に対して重点的にきめ細かな受診勧奨を行うことについて検討されたい。

(保健福祉局，各区役所)

【講じた措置...その他(H20.7.3通知)】

ミニドックについては、医療制度改革に伴い平成20年4月より廃止された。

(保健福祉局)

【講じた措置...措置済(H15.6.10通知)】

未受診者への受診勧奨の検討については、本人にアンケート等により民間医療機関にお

ける人間ドック等の受診歴を確認し、実際に健康診査を受けていない人を把握し、積極的に受診勧奨を行うこととした。

また、節目者に送付するミニドック受診案内のダイレクトメールは、保健福祉センターでの受診を勧める内容とすることとした。

(東区役所)

【講じた措置…措置済(H16.4.9通知)】

未受診者への受診勧奨の検討については、40歳・50歳の節目検診対象者及び43歳～57歳国保加入者及び3号年金者の中で、過去1年間ミニドックを受診していないものを把握し、ダイレクトメールの送付による受診勧奨をおこなった。

(博多区役所)

【講じた措置…措置済(H16.4.9通知)】

未受診者への受診勧奨の検討については、40歳・50歳の節目検診対象者で、過去1年間ミニドックを受診していないものを把握し、ダイレクトメールの送付による受診勧奨を行うこととした。

(中央区役所)

【講じた措置…措置済(H15.6.10通知)】

未受診者への受診勧奨の検討については、未受診者に対する再度の通知を行うこととした。

(南区役所)

【講じた措置…措置済(H15.6.10通知)】

未受診者への受診勧奨の検討については、モデル校区を設定して未受診者抽出を行い、アンケート調査等によって未受診理由を解明し、これに基づいた効果的な受診勧奨を行うこととした。

(城南区役所)

【講じた措置…措置済(H15.6.10通知)】

未受診者への受診勧奨の検討については、節目ミニドックの受診勧奨を往復はがきとし、受診者には、受診日を、受診されない人には理由を記入し、返送してもらうように変更することとした。

(早良区役所)

【講じた措置…措置済(H15.6.10通知)】

未受診者への受診勧奨の検討については、節目検診の未受診者を翌年リストアップし、再度受診案内のダイレクトメールを送り受診勧奨を行うこととした。

(西区役所)

【改善・要望事項】

(3) 骨塩量測定(骨粗鬆症予防)のミニドックへの併設について

骨塩量測定は、骨粗鬆症を予防するために行われている。骨粗鬆症とは、骨の成分であるカルシウムの代謝が衰え骨の量が減少していき骨がすかすかの状態になり骨折等の原因になるものであり、女性、高齢者に多いといわれており60歳代の女性で半数、70歳代の女性の約6割が骨粗鬆症で骨折しやすい状態にあるといわれ注目されている。

保健所においては、これをヘルスアップスクールの受講者に実施している。

一方、国においては、平成12年度より骨粗鬆症検診をミニドックと同等の健康診査の一つとして位置づけている。

このため、本市においても今後は、より多くの市民が受診できるようにすることが必要であると考えられるので、ミニドックに併設することについて検討されたい。

(保健福祉局)

【講じた措置…措置済(H15.6.10通知)】

骨塩量測定(骨粗鬆症予防)のミニドックへの併設に関する検討については、保健福

社センターで実施する基本健康調査の節目年齢（40・50・60歳）に、骨塩量測定を導入し、健診、健康教育の充実を図ることとした。

また、骨塩量測定については、高齢者の関心が高いことから、高齢者を対象とした測定を実施し、転倒予防教育の動機付けとすることとした。

（保健福祉局）

【改善・要望事項】

4 がん検診の実施方法について

がん検診は、集団検診として各校区ごとに公民館等で実施しているとともに、保健所や健康づくりセンターにおいて実施している。

また、個別検診として各医療機関において実施している。

このうち、校区単位で行っている集団検診は、全体的に受診者が年々減少してきており、校区によっては受診者の減少が顕著であることが認められた。

この原因としては、日時や場所が指定されている集団検診よりも、市民が身近なところでいつでも受診できる個別検診へ移行していることなどによるものである。

このような状況を勘案すれば、全校区一律に実施することは効率的でないと考えられる。

このため、校区単位で実施している集団検診において、受診者数の減少や医療機関が充実している校区については、数校区まとめて行うことなど実施方法について検討されたい。

なお、胃、子宮、乳がん検診による集団検診の過去3ヶ年の推移は下表のとおりである。

（保健福祉局、各区役所）

（単位：人，％）

胃がん検診	9年度	10年度	11年度
集団検診受診者数	10,485	9,250	9,100
伸び率(対前年度)	0.8	-11.8	-1.6
子宮がん検診	9年度	10年度	11年度
集団検診受診者数	13,396	11,440	11,055
伸び率(対前年度)	-6.4	-14.6	-3.4
乳がん検診	9年度	10年度	11年度
集団検診受診者数	11,667	10,434	10,187
伸び率(対前年度)	-1.2	-10.6	-2.4

【講じた措置...その他(H20.7.3通知)】

がん検診を数校区まとめて実施することについては、受診者に高齢者が多く、市民の利便性を確保する点から今のところ実施する予定はないが、受診者が少ない校区の子宮がん検診について、時間帯をずらして1日で2校区を実施するなど、市民の利便性を確保のうえでその効果的で効率的な実施に努めている。

（保健福祉局）

【講じた措置...措置済(H15.6.10通知)】

がん集団検診の実施方法の検討については、地域から校区単位での集団検診の実施要望が強いことから、当面は個別検診の浸透を図りながら受診者が少ない校区については積極的な広報活動を行っていくこととした。

（東区役所）

【講じた措置...措置済(H16.4.9通知)】

がん検診の実施方法については、検討の結果、「御供所地区」について、受診者数、保健福祉センターとの距離、検診時期等を考慮し、校区の同意を得た上で、平成15年度から保健福祉センターでの総合検診に統合した。その他の地区については、積極的な広報活動を行っていくこととした。

(博多区役所)

【講じた措置...措置済(H16.4.9通知)】

がん集団検診の実施方法の検討については、地域から校区単位での集団検診の実施要望が強く、数校区まとめて行うとした場合、検診会場が遠方になるなど、地域にとってデメリットが考えられることから、当面は個別検診の浸透を図りながら受診者が少ない校区については積極的な広報活動を行っていくこととした。

(中央区役所, 早良区役所, 西区役所)

【講じた措置...措置済(H16.4.9通知)】

がん集団検診の実施方法の検討については、地域から校区単位での集団検診の実施要望が強く、関心も高いことから、当面は集団検診会場等で医療機関での受診(個別検診)の積極的な勧奨を実施することとした。

(南区役所)

【講じた措置...措置済(H15.6.10通知)】

がん集団検診の実施方法の検討については、受診者の数や医療機関の数、健診会場への利便性等を考慮しながら、数校区まとめて実施することとした。

(城南区役所)

5 ヘルスアップスクールについて

【改善・要望事項】

(1) 5日コースの見直しについて

両コースの平成9年度から同11年度までの受講状況の推移について、2日コースが増加しているのに対し5日コースは年々減少していることが認められた。

5日コースの減少の原因としては、2日コースが5日コースと同じ受講年齢になったこと及び受講期間が長いことにより市民のニーズに合わなくなっていることなどが考えられる。

このため、市民のニーズに則したコースとなるよう2日コースとの統合などについて検討されたい。

また、若い頃からの積極的な健康づくりを推進する一環として、子育て世代が受講しやすいように一部に託児所付の教室を設け好評を得ている。今後も、子育て世代が参加しやすいものとなるよう託児所付をより一層充実されたい。

なお、ヘルスアップスクールの過去3ヶ年の受講状況は下表のとおりである。

(保健福祉局)

(単位:人,%)

	5日コース		2日コース	
	計画人員A	受講者総数B(B/A%)	計画人員A	受講者総数B(B/A%)
平成9年度	1,400	1,257 (89.8)	3,360	2,201 (65.5)
平成10年度	1,400	952 (68.0)	3,360	2,425 (72.2)
平成11年度	1,400	843 (60.2)	3,360	2,466 (73.4)

【講じた措置...措置済(H15.6.10通知)】

ヘルスアップスクールについては、これまでの2日と5日のコースをやめ、全体で4日の日程で、健康診断とその結果説明の計2日間の受講後は、3日目の食生活アドバイスと4日目の運動実技の選択制とし、市民に利用しやすいものとした。

(保健福祉局)

【改善・要望事項】

(2) 運動施設の活用について

受講修了者が以後の日常生活の中で食事と運動及び休養に留意し、持続的に健康づくりを推進していくことが重要であるが、運動に関しては、身近に活動できる場所が必要

であり、運動施設を活用し実践していくことにより効果があがると考えられる。このような中で、平成12年度から、モデル的に中央体育館で運動実践教室を開催し、健康運動に対する体育館機能の活用を行っている。

このため、今後も、持続的な運動ができる動機付けのため身近な施設である各区の体育館やプール等の運動施設の活用についてより一層推進されたい。

(保健福祉局，各区役所)

【講じた措置...措置済(H15.6.10通知)】

ヘルスアップスクールでの運動施設の活用については、平成13年度は各区役所において体育館やプールの活用を行った。

(保健福祉局，区役所)

【改善・要望事項】

(3) 募集の在り方について

運動による健康づくりは、個人よりも集団で活動することにより持続的な運動に結びつきやすいものと考えられる。

このため、健康について共通意識を持った身近な住民同志の出会いの機会として、ヘルスアップスクールの受講者を校区単位で募集することについて検討されたい。

また、この機会を捉え健康づくりグループの結成及び育成を推進することについて努力されたい。

(各区役所)

【講じた措置...措置済(H15.6.10通知)】

ヘルスアップスクールの受講者を校区単位で募集することの検討については、衛生連合会や校区での事業の打ち合わせ会等で行っている。

ヘルスアップスクールの機会を捉えた健康づくりグループの結成及び育成の推進については、地域の自主グループの活動の紹介や継続的なグループ活動を勧めていくこととした。

(東区役所)

【講じた措置...措置済(H16.4.9通知)】

ヘルスアップスクールの受講者を校区単位で募集することの検討については、校区健康づくり実行委員会へ参加の働きかけを行った。

ヘルスアップスクールの機会を捉えた健康づくりグループの結成及び育成の推進については、健康日本21福岡市計画として各校区で取り組んでいるウォーキンググループをメインとして、健康づくりグループの結成及び育成を推進することとした。

(博多区役所)

【講じた措置...措置済(H15.6.10通知)】

ヘルスアップスクールの受講者を校区単位で募集することの検討については、既に歩こう会、育児サークル等への働きかけを行っている。

ヘルスアップスクールの機会を捉えた健康づくりグループの結成及び育成の推進については、一層地域担当保健婦との連携により地域の要望に応じた健康づくりグループの育成を行っていくこととした。

(中央区役所)

【講じた措置...措置済(H16.4.9通知)】

ヘルスアップスクールの受講者を校区単位で募集することの検討については、育児サークル等へ参加の働きかけを行うこととした。ヘルスアップスクールの機会を捉えた健康づくりグループの結成及び育成の推進については、地域のウォーキンググループのリーダー交流会を行い、アドバイスをを行うとともに、ヘルスアップスクールの際に地域のウォーキンググループの活動の紹介を行うこととした。

(南区役所)

【講じた措置…措置済(H15.6.10通知)】

ヘルスアップスクールの受講者を校区単位で募集することの検討については、平成13年度に5日コースの年9回実施のうち、2回を校区単位で募集した。

(城南区役所)

【講じた措置…措置済(H15.6.10通知)】

ヘルスアップスクールの受講者を校区単位で募集することの検討については、平成13年度に5日コースの年9回実施のうち、2回を校区単位で募集した。

ヘルスアップスクールの機会を捉えた健康づくりグループの結成及び育成の推進については、健康づくりグループ活動のPRを行った。

(早良区役所)

【講じた措置…措置済(H15.6.10通知)】

ヘルスアップスクールの受講者を校区単位で募集することの検討については、年に1~2回のヘルスアップスクールを校区単位で募集し、さらには結果説明を校区で行うこととした。また、その際にはPTA等に働きかけその後の健康づくりの活動を保健所で支援していく予定である。さらに、PTA等への働きかけの際には、ヘルスアップスクールの募集だけではなく、健康教育の実施も視野に入れて進めていくこととした。

(西区役所)

6 地域ぐるみの健康づくりについて

【改善・要望事項】

(1) 運動普及推進員について

健康づくりのための運動を普及していくとともに住民の日常生活の中へ運動習慣を取り入れられるよう運動普及推進事業として運動普及推進員養成事業を実施している。

これは、運動習慣を地域の末端まで普及推進するための地域リーダーとして運動普及推進員の養成を目的としている。

しかしながら、運動普及推進員の養成を行っているが、運動普及推進員が地域リーダーとして活動していく組織作りができていないため機能しておらず、地域との結びつきの強化を図っていく必要が認められた。

また、募集方法については、食生活改善推進員と併設募集し両推進員を兼任させるとともに、食生活改善推進員に比重を置いたカリキュラムとなっていることから、受講者においては、運動普及推進員としての自覚、使命としては曖昧なものとなっている。

このため、明確に分けて募集することについて検討されるとともに、運動普及推進員が目的どおりに活動が行えるよう方策について検討されたい。

(保健福祉局、各区役所)

【講じた措置…措置済(H15.6.10通知)】

運動普及推進員と食生活改善推進員を明確に分けて募集することについては、運動と食生活が健康づくりにおいては密接な関係にあることから、両面をふまえて普及活動にあたることは合理性を有している。

運動普及推進員が目的どおりに活動が行えるような方策の検討については、校区保健師等との情報交換の場の提供や、研修への参加を促進する。また、活動実態の把握を行うこととした。

(保健福祉局、区役所)

【改善・要望事項】

(2) 健康運動指導士について

健康運動指導士は、市民一人ひとりの身体の状態に適した運動処方を提供するなど健康運動に関する知識・技能を有する者であり、運動普及推進員の養成及び地域の関連団体や運動施設との連携等に当たっており、医師、栄養士、保健婦職員が1ヶ月間に及ぶ講習会を受講し資格を得ている。

しかしながら、資格を取得したにもかかわらず、直接の担当分野でなかったり、人事

異動により資格を発揮できない職場に配置になるなどの結果、実際に有資格者として活動している者は一部の栄養士等であることが認められた。

このため、今後は、職種等を考慮に受講者の人選に尽力され、健康運動指導士の充実を図ることについて検討されたい。

(保健福祉局、各区役所)

【講じた措置…措置済(H15.6.10通知)】

職種等を考慮した健康運動指導士の人選については、ヘルスアップスクールや運動普及推進員の養成、健康づくり運動講習会の企画運営などの事業負担者である栄養士は、体力診断に基づき運動プログラムが提供できる健康運動指導士の資格取得者であることが望ましいため、平成13年度から、資格取得者は栄養士に限定した。

(保健福祉局、東区役所、南区役所、早良区役所)

【講じた措置…措置済(H16.4.9通知)】

ヘルスアップスクールや運動普及推進員の養成、健康づくり運動講習会の企画運営などの事業負担者である栄養士は、体力診断に基づき運動プログラムが提供できる健康運動指導士の資格取得者であることが望ましい。この観点から、平成13年度から、資格取得者は栄養士に限定した。

(博多区役所、中央区役所)

【講じた措置…措置済(H15.6.10通知)】

職種等を考慮した健康運動指導士の人選については、事業の担当者である栄養士等が資格を取得できるように配慮を行うこととした。

(城南区役所)

【講じた措置…措置済(H20.7.3通知)】

健康運動指導士の配置は適切に行われており、3名全員資格を発揮した事業を展開している。

(西区役所)

【改善・要望事項】

(3) 保健婦について

人員の確保ができないと他の職員への業務負担増などの影響が大きいことや市民へのサービス低下が否めず、専門職である保健婦の人員の確保は重要である。

このため、産休・育休時の保健婦の人員の確保については、組織全体でシステムを構築するなど最善の方策について検討されたい。

【講じた措置…措置済(H16.4.9通知)】

平成14年4月1日付で職員定数条例の改正により、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の規定により育児休業をする職員について定数外の取扱いとした。

(総務企画局)

7 健康づくりセンターについて

【改善・要望事項】

(1) 健康づくり関連施設とのネットワークについて

センターと保健所等の明確な役割と目的に基づく効果的なネットワーク体制の確立を図られたい。また、各機関の従事者においては、それぞれの役割への認識を持たせネットワークを推進していくことについては尽力されたい。

【講じた措置…措置済(H19.6.27通知)】

健康づくり関連施設とのネットワークづくりについては、広く市民の健康づくりを推進していくための重要な事項であり、健康づくりセンターを中心として構築を進めることとしている。このためのモデル的な取り組みとして、13~15年度にかけて、区保健福祉センター・健康づくりセンターにおける健康度診断受診者等を対象に、区体育館・プールで健康運動実

実践教室を開催し、健康運動に対する体育館・プール機能の活用を行い、市民の健康運動の定着化への仕組みづくりを行ったほか、民間のフィットネスクラブの指導者を対象に、講習会を実施するなどネットワークづくりを行っている。

また、14年度から健康日本21福岡市計画を推進する中で、健康づくりセンターは、区保健福祉センターと連携し、校区の自主的な健康づくりへの技術支援等を積極的に行っている。

さらに、平成15年度、健康づくりセンターにおいては、調査研究機関としての役割を發揮し、科学的根拠に基づいた、寝たきりになることを防止するための「転倒予防マニュアル」を作成した。

16年度からは、地域で実施する転倒予防教室において、保健福祉センターの校区担当保健師と健康づくりセンターの健康運動指導士が、本マニュアルを活用しながら積極的に事業展開を図っている。

17年度については、各区保健福祉センターにおいて年齢や性差に応じた節目健診を新たに実施したが、健康づくりセンターの蓄積した調査研究のデータを基に、問診票の記載内容の検討、結果の指導のためのパンフレットの作成、簡易体力測定における判定数値の助言などを行っている。

また18年度からは、民間スポーツクラブ利用者に対しても、健康づくり財団の自主事業である「運動処方外来」の受診により、個人に応じた運動プログラムの提供を図る事業や、平成19年1月から3月、中央体育館において、市民への健康スポーツプログラムサービス提供のモデルケースとして、スポーツ振興事業団が実施した「40歳からの健康づくり運動教室(中央体育館・10回コース)の参加者について、健康づくり財団で「健康強度測定コース」を受診していただき、本人に応じた効果的な運動プログラムを提供する事業を開催するなど、民間及び関係団体も含めた健康づくり施設とのネットワークづくりを行っている。

このように、局では事業企画・実施方針の決定、保健福祉センターでは地域における事業実施、健康づくりセンターでは高度な調査研究の成果としてのマニュアル作成・活用、専門家の派遣、民間も含めた健康づくり施設とのネットワークづくり等、3者は役割をそれぞれ認識し、ネットワークを図っている。

今後さらにネットワークの構築に向けて検討を進めていく。

(保健福祉局)

【改善・要望事項】

(2) 健康づくりの調査・研究について

調査研究は、健診データ等の様々なデータを活用した研究成果を保健所をはじめ他の健康づくり団体にも提供し共有していくことを目的として行っているが、調査研究の成果が保健所等に還元され反映されていないことが認められた。

また、調査・研究のため必要な健診データ等を約6年間かけて集積を行っているが、その目的や内容及び必要性や達成時期等が明確になっておらず、保健所との連携も不十分であり成果が反映できていない要因となっている。

なお、センターにおいては、糖尿病、たばこ、ウォーキングについて、重点的に調査・研究に取り組んでいるところである。

このため、今後の調査・研究事業については、保健所と協働して具体的な課題について検討し、進捗状況等を確認しあうとともに、研究成果を保健所でどのように反映させていくかなど十分協議することについて検討されたい。

(保健福祉局)

【講じた措置...措置済(H15.6.10通知)】

保健福祉センターとの協働による健康づくりの調査・研究事業については、保健福祉センターの栄養士とともに健康度診断の栄養調査項目の解析を行うなど保健福祉センターでの活用を目的とした共同研究を行うこととした。

(保健福祉局)

【改善・要望事項】

(3) 研修について

研修は、健康づくり指導者の知識・技能の向上とともに市内の健康づくり施設における指導の統一性を図り育成することを目的に行われている。

当初、研修の対象者は、医師、保健婦をはじめ保健活動指導員、食生活改善推進員、運動普及推進員、保母、養護教諭、学校栄養職員、体育館運動指導員、民間アスレチッククラブ運動指導員等となっている。

しかしながら、保健婦を除く研修の対象者については、毎年計画的に行われているのではなく、単発的に研修が行われており、人材育成としての研修としては不十分であることが認められた。

このため、民間を含む健康づくりの指導者等について効果的な研修を推進するため、各人の研修履歴を管理するなど体系化し、一貫したプログラムに基づいた計画的な研修を実施することについて検討されたい。

(保健福祉局)

【講じた措置…措置済(H15.6.10通知)】

一貫したプログラムに基づいた計画的な研修については、食生活改善推進員、老人クラブ等のリーダー研修を毎年行うこととした。

(保健福祉局)

【改善・要望事項】

8 広報啓発の在り方について

市民への予防思想の普及啓発に関しては、ミニドック等の受診者の低迷に見られるように、その効果については施策に十分反映されてるとは言い難く、結果として多くの市民においては、健康の維持増進のための具体的な方法については十分理解されておらず、ひいては生活習慣改善には至っていないことが認められる。

このため、低迷の要因を十分分析し効果的な広報啓発に結びつけるために、市民意識調査のような精度のある調査等を実施するなど、市民の意識・意向を継続的に把握するとともにその結果を踏まえ、健康づくりの動機づけとして市民の気持ちを高めていく啓発方法等について検討されたい。

(保健福祉局、各区役所)

【講じた措置…措置済(H16.4.9通知)】

市民の意識・意向を継続的に把握した啓発方法等の検討については、「健康日本21福岡市計画」の推進体制として、校区ごとに健康づくり実行委員会を設け、健康づくりのための取り組みの企画実施を校区主体で行い、保健所はその活動支援を行っていくこととした。その結果、校区主体で取り組むことにより市民の健康づくりの意識の向上が図られた。

またミニドックについても、校区の健康づくり活動や検診等の機会を捉えた受診勧奨や、未受診者への再受診勧奨等により受診者が増加した。さらに、平成15年度に健康づくりセンターにおいて、市民の健康づくりに関する意識や意向について調査を実施しており、今後この分析結果をふまえ、校区の取り組み等に活用することとした。

(保健福祉局)

【講じた措置…措置済(H15.6.10通知)】

市民の意識・意向を継続的に把握した啓発方法等の検討については、インターネットの活用、ポスターの工夫を行っていくこととした。

(東区役所)

【講じた措置…措置済(H15.6.10通知)】

市民の意識・意向を継続的に把握した啓発方法等の検討については、年3回の「さわやかニュース」の内容の充実を図っていくこととした。

(博多区役所)

【講じた措置…措置済(H15.6.10通知)】

市民の意識・意向を継続的に把握した啓発方法等の検討については、節目者へのダイレ

クトメールの発送，市政だよりや地域でのPR，保健福祉センターのホームページの作成及びこれらを活用した市民への予防思想の普及啓発，健診の受診勧奨など様々な機会をとらえて，市民の健康づくりへの広報啓発を行っていくこととした。

(中央区役所)

【講じた措置...措置済(H15.6.10通知)】

市民の意識・意向を継続的に把握した啓発方法等の検討については，「お元気だより」の発行や住民ボランティア組織の活用を通じて，住民に健康づくりの動機付けを行っていくこと，節目年齢者への検診案内もはがきを封書にすることとした。

(城南区役所)

【講じた措置...措置済(H15.6.10通知)】

市民の意識・意向を継続的に把握した啓発方法等の検討については，インターネットによる市民との双方向の情報交換により健康づくり実践の具体的手法を確立していくこととした。

(西区役所)

【講じた措置...措置済(H16.4.9通知)】

市民の意識・意向を継続的に把握した啓発方法等の検討については，ミニドック受診者へのアンケート調査などにより市民の意識等の把握を行うことともに，保健福祉センターホームページの内容の充実 健診等のポスターの掲示場所を増加 南区医師会、地域団体及び南区で実施している校区単位開催の「区民と医師の会」の中で健康教育の時間を確保するなど，積極的な広報啓発を行った。

(南区役所)

【講じた措置...措置済(H16.4.9通知)】

市民の意識・意向を継続的に把握した啓発方法等の検討については，早良区における健診の一年度全日程を市ホームページに掲載するなどホームページの内容の充実 年6回早良保健所独自の「健康だより」を発行し，全戸回覧 町内の案内板で健診予定をお知らせする等の健診のお知らせ場所の増加など，積極的な広報啓発を行った。

(早良区役所)